

災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に係る無償団体救援協定を締結しました。

相楽広域行政組合は、相楽管内のし尿収集運搬業務、浄化槽清掃等業務及びそうらく衛生センター（し尿処理施設）の管理・運営等の事務を相楽管内5市町村で共同処理しています。

これらの業務は、本組合がし尿収集運搬業務については5業者に委託、浄化槽清掃等業務については7業者（うち5業者はし尿委託業者）に許可しています。

このたび、災害時に発生するし尿、浄化槽汚泥の収集を、本組合からの支援要請を受け、京都南部環境事業協同組合（し尿・浄化槽収集運搬業者7社で構成）が無償で協力をいただくにあたり、必要な事項を定めるため、令和7年4月22日（火）午後3時から相楽会館において、両組合それぞれの理事者が出席のうえ、協定の締結式を行いました。



左：相楽広域行政組合代表理事 杉浦 正省 精華町長

右：京都南部環境事業協同組合代表理事 津路 正志（株）クリーンサービス山城 代表取締役



集合写真